

<正式名称の略語について>

記入説明書の中で用いている略語の正式名称は次のとおりですので、確認の上、記入説明書をご覧ください。

100人超事業主・・・・・・・・・・・・・常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主
100人以下事業主・・・・・・・・・・・・・常用雇用労働者の総数が100人以下の事業主
短時間以外の常用雇用労働者・・・・・・・・・・・・・短時間労働者以外の常用雇用労働者
常用障害者・・・・・・・・・・・・・常用雇用労働者である障害者
特定短時間障害者・・・・・・・・・・・・・特定短時間労働者である障害者
雇用障害者・・・・・・・・・・・・・常用障害者及び特定短時間障害者
納付金・・・・・・・・・・・・・障害者雇用納付金
調整金・・・・・・・・・・・・・障害者雇用調整金
特例調整金・・・・・・・・・・・・・在宅就業障害者特例調整金
特例報奨金・・・・・・・・・・・・・在宅就業障害者特例報奨金
支給金・・・・・・・・・・・・・調整金、報奨金、特例調整金、特例報奨金及び特例給付金
報告書（Ⅰ）・・・・・・・・・・・・・障害者雇用状況等報告書（Ⅰ）
報告書（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・障害者雇用状況等報告書（Ⅱ）
法・・・・・・・・・・・・・障害者の雇用の促進等に関する法律
施行規則・・・・・・・・・・・・・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則
当機構・・・・・・・・・・・・・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<用語解説>

※ 各用語の詳細は関連ページにてご確認ください。

納付金

100人超事業主であって、常用障害者数が法定雇用障害者数に満たない場合に納付。

調整金

100人超事業主であって、常用障害者数が法定雇用障害者数を超えている場合に、申請に基づき支給。

報奨金

100人以下事業主で、常用障害者数が一定数を超えている事業主の申請に基づき支給。

特例調整金・特例報奨金

在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注した事業主に対し、支払った業務の対価に応じた額を申請に基づき支給。

特例給付金

特定短時間障害者を雇用する事業主に対して申請に基づき支給。

法定雇用率

法に従って国の定める、常用雇用労働者に占める雇用障害者の割合。令和6年度申告申請における法定雇用率は2.3%。

法定雇用障害者数

常用雇用労働者数に法定雇用率を乗じた数。早見表はP46を参照。

対象障害者

雇用している障害者のうち、申告申請の対象となる者。

常用雇用労働者

1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）のうち、週所定労働時間が20時間以上である者（障害者である労働者を含む。）。

常用障害者数

短時間以外の常用雇用労働者は1人を1カウント、短時間労働者は1人を0.5カウント、重度障害者（身体・知的）で短時間以外の常用雇用労働者は1人を2カウントなど、実人数を状況に合わせてカウントして算出する。詳細はP20を参照。

短時間以外の常用雇用労働者

週所定労働時間が30時間以上の者。

短時間労働者

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者。

特定短時間障害者

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者。

雇用区分

短時間以外の常用雇用労働者、短時間労働者、特定短時間労働者の区分。

算定基礎日

各月ごとの労働者数等を把握する日。毎月初日又は賃金締切日が原則。それ以外の常用雇用労働者数を把握できる日とすることも可。ただし、月ごとに変更することはできない。

除外率

一律に法定雇用率を適用し雇用義務を定めることになじまない職種について、事業主負担を調整する観点から、特定の業種について雇用義務の軽減を図る制度。詳細はP44を参照。

所定労働時間と実労働時間の乖離

所定労働時間により判断する雇用区分と実労働時間により判断する雇用区分が異なること。

特例子会社等の算定特例

一定の要件を満たす旨の認定を公共職業安定所長より受けた複数の事業主で実雇用率を算定できる特例。詳細はP47を参照。

電子申告申請システム

月ごとの常用雇用労働者数、所定労働時間等必要事項を入力すると、納付金額等を算出し、申告申請書を作成できるシステム。申告申請書等を作成後、送信（提出）することができる。郵送等により提出する場合、QRコードとして結果を印刷して送付することもできる。詳細はP11及び障害者雇用納付金電子申告申請システム操作マニュアルP100以降を参照。